

北九州市立青少年の家管理要綱

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第8号。以下「条例」という。）並びに北九州市立青少年の家管理規則（昭和47年北九州市教育委員会規則第11号）に定めるもののほか、北九州市立青少年の家の管理運営に関し、必要な事項を次のとおり定める。

（使用許可の要件）

第1条 使用の許可を受けようとする者は、次の要件を備えていなければならない。

- （1）もっぱら営利を目的とした使用でないこと。
- （2）特定の政党を支持し、若しくはこれに反対するための使用又はその政治的活動をするための使用ではないこと。
- （3）特定の宗教を支持し、若しくは特定の教派、宗派、教団を支持し、又はこれらに反対するための使用ではないこと。

（入所の制限）

第2条 所長（足立青少年の家及び畑キャンプセンターについては、コミュニティ支援課長をいう。以下同じ。）は、次の各号の一に該当する者に対しては、入所を拒み、又は退場を命ずることができる。

- （1）めいていしている者。
- （2）他人の迷惑となるおそれのある物品又は動物の類を携帯する者。
- （3）その他管理上支障があると認める者。

（使用の申請）

第3条 青少年の家を使用しようとする者は、使用申請書（第1、2、3、4号様式）を所長に提出しなければならない。

（使用の不許可）

第4条 所長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、使用を許可しない。

- （1）公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- （2）施設又は設備等をき損するおそれがあるとき。
- （3）申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員若しくは同条第2号に規定する暴力団と密接な関係を有する者であるとき。
- （4）その他管理上支障があるとき。

（使用許可の取消し等）

第5条 所長は、前条の各号の一に該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、又は停止し、若しくは条件を変更する（以下、「使用許可の取消し等」という。）ものとする。

2 前項の規定に基づく使用許可の取消し等により使用者が受けた損害については、市は賠償の責めを負わない。

（使用の条件）

第6条 所長は、管理上必要があると認めるときは、条件をつけて許可することができる。

（使用料の減免）

第7条 条例第5条の規定に基づき、別表に定めるところにより使用料を減免する。

（使用料の不返還）

第8条 既納の使用料は、返還しない。ただし、使用者の責任によらない理由により使用できないときは、その全額を返還する。

（使用者の守るべき事項）

第9条 使用者は次の事項を守らなければならない。

- （1）許可なくして物品を販売しないこと。
- （2）定められた場所以外で火気を使用し、又は飲食、喫煙をしないこと。
- （3）許可なくして壁、柱等にはり紙、釘打ち等をしないこと。
- （4）使用の許可を受けた施設及び設備以外のものを使用しないこと。
- （5）許可なくして、特別の設備をし、又は造作を加えないこと。

(6) 使用を終えたとき又は条例第3条の3及び本要綱第5条の規定に基づく使用許可の取消しを受けたときは、直ちに原状に回復して職員の検査を受けた後返還すること。

(7) 使用する地位を譲渡し、若しくは転貸し、又は許可目的以外の目的に使用しないこと。
(職員の立ち入り)

第10条 使用者は、職員が職務上立ち入るときは、これを拒むことができない。
(損害賠償)

第11条 使用者が建物若しくは設備を滅失又はき損したときにおいて、原状回復ができないときは、市の認定に基づき、その損害を賠償しなければならない。

付則 (平成15年5月30日 教育長決裁)

1 この要綱は、平成15年6月1日から適用する。

付則 (平成16年6月28日 教育長決裁)

1 この要綱は、平成16年7月1日から適用する。

付則 (平成17年3月31日 教育長決裁)

1 この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

付則 (平成21年1月19日 教育長決裁)

1 この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

付則 (平成23年9月1日 教育長決裁)

1 この要綱は、平成23年9月1日から適用する。

付則 (平成24年9月19日 教育長決裁)

1 この要綱は、平成24年10月1日から適用する。

付則 (令和2年10月29日 子ども家庭局長決裁)

1 この要綱は、令和2年11月1日から適用する。

別表

区 分	減免の割合
(1) 市の主催する事業に使用するとき。	施設使用料の10割
(2) 市と共催する事業のために使用するとき。	施設使用料の10割
(3) 市が後援する事業のために使用するとき。	施設使用料の5割
(4) 市内に事務所を有する青少年関係認定団体が施設の設置目的に沿って使用するとき。	施設使用料の10割
(5) 市内に事務所を有する社会教育関係団体、学校教育関係団体又はこれらに準ずる団体が施設の設置目的に沿って使用するとき。	体育館・会議室等各室使用料の10割
(6) 療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳又は身体障害者手帳の交付を受けた市内に居住する者が使用するとき。	施設使用料の10割
(7) 年長者施設利用証、下関市介護保険被保険者証(65歳以上)、公的機関が発行した福岡市、熊本市、鹿児島市の65歳以上の市民であることを確認できる証明書(住所、氏名、生年月日の記載のあるもの。運転免許証、国民健康保険証等)の交付を受けた者が宿泊するとき。(施設利用証、被保険者証及び証明書を提示した場合に限る。)	施設使用料の2割
(8) 市内に在住する、又は市内に通学あるいは通勤する20歳未満の青少年がユースステーションを使用するとき。	施設使用料の5割
(9) その他教育委員会が特に必要があると認めるとき。	施設使用料の10割以内

注 療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は身体障害者手帳の交付を受けた者(障害の程度が1級～4級までの者に限る。)が使用するときの付添人の使用料は、当該手帳の交付を受けた者と同一に取り扱うものとする。